



関東支部だより

2019 年度 関東支部研修会

印象記



八木 直樹

2019 年 5 月 31 日、関東支部主任者研修会が、東京大学アイソトープ総合センターにて開催されました。本研修会は放射線取扱主任者及び放射線管理実務者の方々を対象にして、放射線及び安全管理に関する情報の交換と相互交流を目的として開催されました。本年は、法令改正に伴い、予防規程及び防護規程の作成を要する全事業者に対して、「危険時の措置」を盛り込むこと、更に放射線取扱事業所としてはなじみの薄い防護規程の作成も要求されています。今回の研修会は予防規程及び防護規程作成の一助となるように、消防関係者及び警察関係者から平常時及び危険時の対応、危険物取扱事業所における火災、管理区域の消火活動ならびに防犯活動についてのご講演をいただき、併せて意見交換を行いました。

それぞれの講義の後の Q&A では特に日頃の問題点等やコミュニケーションについて、活発な質問が出され、都内だけでなく近県の皆様もご参集いただき、総勢 38 名の有意義な研修会となりました。

講演 1 放射線取扱事業所における災害時の自衛消防活動

講師 大江秀敏氏（日本消防検定協会理事長、前東京消防庁総監）

講演に先立ち井上関東支部長より講師のご紹介がありました。大江先生は 3.11 の際に福島で現地にてハイパーレスキュー隊を率いて陣頭指揮を執っていただいた先生であり、是非その考え方や我々が向かう方向について直に感じてほしいとのことでした（写真 1）。

大江先生からは、自己紹介の中で長年、防火防災課長をしており、防火管理と放射線管理は非常によく似た面を持っていること、防火管理の制度、防火対象物の定義、防火管理者、消防計画等のご説明の中では、特に“休日、夜間等における防火管理の体制に関すること”が RI の管理においても重要なポイントである旨のご説明がありました（写真 2）。また、自衛消防の中では“自分のところは自分で守

る”や“体制を事前に整え、定期的に訓練を積むこと”や“消防活動上支障のあるもの（危険物や RI）”、“初動対応の重要性”に関して、アスクルの倉庫火災や糸魚川のラーメン屋からの出火を具体事例にしてご説明いただきました。

今回の放射線障害防止法の改正内容についても、特に消防との関係という点で H30.3.20 付けの消防庁特殊災害室長通知や、その留意事項として消防側にも災害時の行動計画（警防計画）を作成するように求めていることや、RI 施設火災に備え、RI 使用者等から提供を受けるべき情報として 7 項目の内容を説明いただきました。ポイントは、消防は火を消す専門家であるが放射線事故の専門家ではないため、事故により発生しうる影響の想定ができない。そのため、平時において所轄の消防と、遠慮せずにそういった情報を共有化してほしいとのことでした。

また、最後に福島での体験として、放射線被ばくは五感で判断できないというのが最大のポイントで線量を測りながらの放水活動を行い、総勢 139 名の隊員全員、所定の被ばく線量以下に抑えて活動を終えることができたのが最大の成果であり、消防はこういった危険性があるという認識を持っているので是非所轄消防との対話をお願いしたいとの締めくくりでした。Q&A でも所轄消防とのコミュニケーションについての活発な意見交換がなされました。消防は敷居が高いという印象が強かったが消防側も情報を求めているので、是非交流をお願いするという内

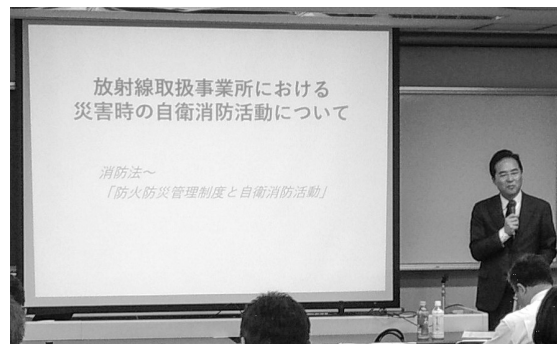


写真 1 開会挨拶と講師紹介



写真2 講演1の大江氏

容でした。

講演2 緊急放水活動で感じたこと

講師 大井川典次氏（(公財)日本競馬保安協会、元警視庁警視）

こちら講演に先立って、井上支部長より講師のご紹介がありました。先ほどの消防が予防という視点に立つと、警察は事後処理という視点での接点が多いように思われます。大井川先生も3.11の際に警視庁の現場責任者として最前線でご活躍された福島県の英雄的なお方で、爆発物やNBC（Nuclear, Biological, Chemicalによる特殊災害）対策を10年以上行っておられたベテランです。是非この機会に警察の考え方についても身近に肌身に感じてほしいと思う、とのことでした。

大井川先生からは福島での緊急放水活動を通じて、異組織間連携の難しさや、放射線の線量のみならず現場で起こっている情報がほぼ皆無の中での安全確保に対する難しさなどをご教授いただきました（写真3）。

警察がなぜ放水？という疑問が始めに湧きましたが、実は、警察にはデモ隊等の制圧のための緊急放水車や放水隊が存在し、福島県の災害の際に、警察、自衛隊、消防の順に動員がかかったそうです。警察の持つ緊急放水車は、本来の目的がデモの制圧なので装甲車のような装備であり、水量や時間放水量も、約14tの水を10分ほどで放水するといった仕様とのことでした。動員された当初は、300 mSv/hといった高線量の場所や、汚染された瓦礫付近では30～100 mSv/hといった場所での放水作業で、現場の貯水槽から水を汲んで放水作業をするという作業を、いかに被ばくを押さえて実行するかということに尽力されたそうです。

これらの経験から大井川氏が学んだことは、想定



写真3 講演2の大井川氏

外が日常化しているということ、更には原発の現場よりもテレビの向こうの一般の方がよっぽど色々な情報を良く知っているということです。また、的確な情報発信や情報取得がいかに難しいかということも実感されたそうです。当時、SNSやTwitter等による情報拡散も激しく、…じゃないか⇒…らしい⇒…だ、というように情報が伝達される中で変化していった事例も経験されました。ネット情報には良い面もある一方で誤報もあり、「情報の信頼性がポイントになる」とのことでした。

また、関係機関との連携という面でも良い教訓を得られたそうです。今回の防護関連の法令においても、線源の盗難という事象に対する関連機関との連携については、まずは自分の所の体制の確立がスタートであり、管理体制を作るにあたっては、“まず大丈夫だろう”ではダメで“何か起こるはず”という前提で仕組みを作らないと役に立たないということ。更に、通報体制の確立においては現場の渦中から一步引いて全体を見渡す役割が必要である、ということ。訓練についても必ず実施しておかないとダメで、訓練することで分担が自然と決まり、盲点が見える、とのことでした。

Q&Aの中では、相談に行く場合は地域の警備課に相談してはどうかといった具体的なアドバイスや、警備会社が間に入っている際の警察との連携方法等、示唆に富む内容であったと思います。

今回の研修会を通じて、消防も警察も、実は色々な事を親身になって相談できる機関だと分かりました。法令改正にある消防、警察との連携について伺える研修会になり、参加者も満足して帰路に就いたようです。

終了後、有志による懇親会も開催され、盛り上がったそうです。

（日本製鉄(株)）